TOKYO DIGICONX

（第４回 TOKYO XR･メタバース＆コンテンツビジネスワールド）

デジコンクス ザ ピッチ 募集要項

【スタートアップ部門】

有明 GYM-EX

令和９年１月 13 日（水）･14 日（木）･15 日（金）

東京都及びＸＲ･メタバース等産業展実行委員会は、ＸＲ･メタバース･コンテンツ等の事業者やクリエイターの方々が一堂に会する「TOKYO DIGICONX（第４回 TOKYO XR･メタバース＆コンテンツビジネスワールド）」を開催します。本展示会では、企業間連携の創出や販路の拡大、情報の収集･交換など、多様なビジネスチャンスを提供してまいります。

その一環として開催するピッチイベント「デジコンクス ザ ピッチ」は、今回「スタートアップ部門」と「出展者部門」の２部門で実施します。本要項は【スタートアップ部門】の募集要項です。ＸＲ･メタバース･ＡＩ･コンテンツ等の分野で新たな事業に挑戦するスタートアップの革新的な製品、技術･サービスやビジネスアイデアを審査･表彰し、投資家･事業会社等とつながる機会とＰＲの機会を提供します。

■開催概要

主催	ＸＲ･メタバース等産業展実行委員会 【構成】東京都、(一社)ＸＲコンソーシアム、(一社)Metaverse Japan、東京商工会議所
展示会名称	TOKYO DIGICONX（トウキョウ デジコンクス） （正式名称：第４回 TOKYO XR･メタバース＆コンテンツビジネスワールド）
会期･会場	会期：令和９年１月１３日（水）･１４日（木）･１５日（金） 会場：有明 GYM-EX（ジメックス） 公式 WEB サイト：https://xr-meta-biz.tokyo
出展について	本部門への応募にあたり、TOKYO DIGICONX への出展は必要ありません。
ピッチ応募期間	令和８年１１月２７日（金）～１２月１４日（月）　１７：００まで
ピッチ 応募方法	運営事務局にメールにて書面をご提出ください。 応募申込書･誓約書の様式は公式 WEB サイトからダウンロードできます。

運営事務局 （問合せ先）	本事業は、運営を株式会社日経 BP に委託し実施いたします。 TOKYO DIGICONX（トウキョウ デジコンクス）運営事務局 電話番号：03-5510-4515　（平日１０時～１７時） メールアドレス：tokyo.digiconx@event-reg.jp
その他	ア　応募申込書提出後の加筆・修正はできません。 イ　提出された書類等は返却しません。 ウ　応募及び審査に係る経費は応募者の負担となります。

■募集概要

XR・メタバース・AI・Web3・デジタルコンテンツ等の分野において、新たな市場を切り拓くスタートアップを発掘。ステージでの発表・表彰を通じて、投資家・事業会社・支援機関等との接点を創出し、事業の成長を後押しします。

名称	デジコンクス　ザ　ピッチ【スタートアップ部門】
募集分野	XR・メタバース・AI・Web3・デジタルコンテンツ関連技術　等
募集テーマ	募集分野において、新たな市場や事業の創出を目指す、成長性の高い技術・製品・サービス・ビジネスモデル
部門	本要項は【スタートアップ部門】（一般公募）の募集です。 ※TOKYO DIGICONX の出展者の方は原則【出展者部門】へご応募ください。 ※両部門へ同一内容での重複応募はできません。
対象者	次の全てを満たす法人又は個人事業主 １）募集分野に関連する革新的な技術・製品・サービス・ビジネスモデル等により、新たな市場や事業の創出と短期間での高い成長を目指すスタートアップであること ２）応募締切日（令和８年 12 月 14 日）時点で、設立又は開業から５年未満であること ３）募集分野に関連する技術・製品・サービス・ビジネスモデル等について、既に事業化に取り組んでいること ４）都内に本店又は事業所を有すること、又は都内での事業展開を予定していること ５）二次審査及び表彰式に参加できること ６）以下の除外事由に該当しないこと

	・法令違反等、社会通念上、本ピッチの応募者としてふさわしくないと認められる者、又は実行委員会若しくは本展示会の信用を失墜させる行為を行った者 ・暴力団（東京都暴力団排除条例（平成 23 年東京都条例第 54 号。以下「条例」という。）第２条第２号に規定する暴力団をいう。）に該当し、又は応募者の代表者、役員若しくは使用人その他の従業員若しくは構成員が暴力団員等（条例第２条第３号に規定する暴力団員及び同条第４号に規定する暴力団関係者をいう。）に該当する者 ・風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和 23 年法律第 122 号）第２条に規定する風俗営業、性風俗関連特殊営業若しくは接客業務受託営業、ギャンブル業その他本ピッチの対象として社会通念上適切でないと認められる業態を営む者 ・過去に国・都道府県・区市町村・公益財団法人東京都中小企業振興公社等が実施する補助・助成事業等に関して、不正等の事故を起こした者 ・連鎖販売取引、ネガティブ・オプション（送り付け商法）、催眠商法、霊感商法など、本ピッチの対象として適切でないと認められる業態を営む者 ・製品、技術・サービス等について、特許権等の侵害その他重大な障害があると認められる者
賞・ 支援内容	１）表彰 ・最優秀賞（１社）：審査基準に基づく総合評価により選定 ※最優秀賞には副賞(30 万円)があります。 ・協賛賞（３賞程度）：各協賛企業がそれぞれ評価し受賞企業を選定 ※最優秀賞及び他の協賛賞と重複受賞する場合があります ※各協賛企業の判断により、「該当なし」の場合があります ２）受賞者及び希望する登壇者には、審査員・協賛企業等との個別面談（1on1）の機会を提供します。 ※受賞者は公式 WEB サイト・SNS 等でご紹介します
（参考） 募集事例	・生成 AI を活用した映像・アニメ・ゲーム制作の効率化ツール ・モーションキャプチャや 3D スキャンを簡便に行えるツール ・アバターやデジタルアイテムの制作・販売を支援するプラットフォーム ・XR・メタバースを活用した研修・接客・観光などの業務向けサービス ・AI を活用した中小企業の業務支援ツール、など

審査基準	【一次審査】 １）課題と解決策の独自性（新規性・優位性） ✓誰のどんな課題を解くか。その解き方は他にない強みを持つか ２）市場規模とスケーラビリティ（市場性・成長性） ✓狙う市場は大きいか。短期間で急成長できる仕組みか ３）東京発のインパクト（社会性・波及性） ✓都内のコンテンツ産業の発展や社会課題の解決等につながり、東京から国内外への波及が期待できるか
	【二次審査】一次審査の基準に加え、プレゼンテーションの訴求力 ✓事業の魅力や成長性が投資家・事業会社等に分かりやすく伝わり、審査員が応援・出資を検討したいと思える内容であるか

■審査方法

審査は、各分野の有識者、ベンチャーキャピタル・事業会社等の投資家やビジネスの専門家等の審査員によって構成される審査会が行います。

①一次審査（書類審査）

応募された技術・製品・サービス等について、提出書類を基に審査会において審査します。

一次審査は非公開で行われ、審査の経過や結果等、審査に関する問い合わせには一切応じられません。

また、ご提出いただいた書類等は返却しませんので、あらかじめご了承ください。

※一次審査の結果は、通過・不通過にかかわらず、事務局よりメールにてご連絡いたします。

②二次審査（ピッチイベント）

書類審査を通過した方（５者程度）に、会期中のステージにて、審査員の前でプレゼンテーションを行っていただきます。

二次審査は一次審査の基準に加え、事業の魅力や成長性を投資家・事業会社等に伝える「プレゼンテーションの訴求力」を競います。

●開催場所

TOKYO DIGICONX 光のステージ（有明 GYM-EX）

●開催日＜予定＞

令和９年 １月１４日（木） 14:30～15:20（スタートアップ部門）

●主な内容＜予定＞

１ 登壇者によるピッチ（１者５分程度）

２ 審査員による質疑応答（１者４分程度）

二次審査後、同日の表彰式（出展者部門と合同）で結果発表・表彰を行います。

1 審査員による全体講評

2 審査結果発表

3 フォトセッション

③注意事項

※一次審査、二次審査ともに日本語で行います。

※二次審査の詳細（投影素材、集合場所、進行スケジュール等）は一次審査通過者に通知します。

※スタートアップ部門は、前日（１月１３日（水））夕方に事前リハーサルを予定しています。

※二次審査用のピッチ資料は、一次審査通過後、令和８年１２月２８日（月）までにご提出いただきます。

※ピッチイベントは原則としてご本人様に参加いただきます。

※副賞の授与方法・時期は、受賞者に別途ご案内します。

■スケジュール

応募受付開始	令和８年 11 月 27 日（金）
ピッチ参加応募締め切り	令和８年 12 月 14 日（月）　１７時００分まで
一次審査結果通知	令和８年 12 月 23 日（水）
ピッチ資料提出	令和８年 12 月 28 日（月）
事前リハーサル	令和９年 1 月 13 日（水）夕方
デジコンクス ザ ピッチ 開催	令和９年　1 月 14 日（木）

■応募方法

●必要な提出物

必要資料	備考
応募申込書	公式 WEB サイトから様式をダウンロードしてください
誓約書	同上（チェック・記名のうえ PDF でご提出ください）
説明 PR 資料（様式任意）	PDF 形式にてご提出ください ※ピッチ（５分間）で説明可能な分量としてください

補足資料（任意）	説明 PR 資料の内容を補足する資料等がある場合は任意でご提出ください。 ※ピッチで使用する場合は上記説明用 PR 資料と合わせて 5 分間で説明可能な分量としてください。

※一次審査（書類審査）に通過された方は、直近期分の納税証明書をご提出いただきます。

【法人の場合】　納税証明書（都税事務所発行）

【個人事業主の場合】個人事業税の納税証明書

※設立・開業後間もなく、最初の納期が到来していない場合は、運営事務局にご相談ください。

■応募内容および関連情報の取り扱い

一次審査を通過した製品・技術・サービス等については、応募申込書等に記載されている情報を、表彰式や報告書等の公表用データとして使用する場合がございます。公表可能なデータをご提出ください。

なお、受賞された場合は、受賞者の承諾を得た範囲で、その製品、技術・サービス等の情報が一般に公開されますので、応募いただく製品・技術・サービス、作品については、すべての知的財産権が適切に処理されているものとし、写真等の使用にあたっては、必ず権利者の承諾を得たうえでご応募ください。

（１）特許権などの取り扱い

特許権・意匠権・商標権・著作権などの知的財産権に関する責任、品質や安全性等に関する責任は、応募者が負うものとします。本事業による表彰は、受賞製品等の安全性、品質等を実行委員会が保証するものではありません。

（２）事故、損害等について

実行委員会、運営事務局及び審査会は、本事業で表彰した受賞企業が行う事業活動により生じた事故、損害等に対する責任について、その理由の如何を問わず、これを負いません。

（３）表彰の取り消しについて

受賞者が以下のいずれかに該当した際は、表彰を取り消し、副賞がすでに交付されている場合は、返還を求めることがあります。

・偽り、隠匿その他不正の手段により、表彰されたとき又は表彰されようとしたとき

・自社または関連企業が、不特定多数への出資・投資の勧誘等、本事業の趣旨に反する目的で本事業を利用した場合（審査員・協賛企業等との資金調達に関する面談を除く）

・法令違反等、社会通念上表彰企業とすることがふさわしくなく、また実行委員会及び本展示会に対する信用を失墜させる行為があったと認められる場合

・暴力団（東京都暴力団排除条例（平成 23 年東京都条例第 54 号。以下「条例」という。）第２条第２号に規定する暴力団をいう。）に該当し、又は応募者の代表者、役員若しくは使用人その他の従業員若しくは構成員が暴力団員等（条例第２条第３号に規定する暴力団員及び同条第４号に規定する暴力団関係者をいう。）に該当することが判明したとき

・風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和 23 年法律第 122 号）第２条に規定する風俗営業、性風俗関連特殊営業若しくは接客業務受託営業、ギャンブル業その他支援の対象として社会通念上適切でないと認められる業態を営む者であることが判明したとき

・過去に国・都道府県・区市町村・公益財団法人東京都中小企業振興公社等が実施する補助・助成事業等に関して、不正等の事故を起こしたことが判明したとき

・連鎖販売取引、ネガティブ・オプション(送り付け商法)、催眠商法、霊感商法など表彰先として適切でない業態と判断したとき

・製品、技術・サービス等について、特許権等の侵害等の重大な障害があると認められる場合

■応募書類ご提出先・お問合せ先

ご不明な点等がございましたら、以下にお気軽にご連絡ください。

TOKYO DIGICONX（トウキョウ デジコンクス）運営事務局

電話番号：03-5510-4515 （平日１０時～１７時）

メールアドレス：tokyo.digiconx@event-reg.jp

■応募者情報の取り扱いについて

1 利用目的

（１）当該事業および後継事業の事務連絡や審査、運営管理・統計分析のために使用します。

（２）経営支援・技術支援等各種事業案内やアンケート調査依頼等を行う場合があります。

※上記（２）を辞退される方は、運営事務局までご連絡ください。

2 第三者への提供

（１）目的

ア 本事業の審査にかかる情報提供（本事業の審査員に限る）

イ 行政機関からの各種事業案内、アンケート調査依頼等

ウ 個別面談（1on1）の調整にかかる情報提供（面談を希望した方について、本事業の審査員・協賛企業に限る）

（２）項目

氏名、連絡先等、当該事業の応募申込書記載の内容

（３）手段

電子データ、プリントアウトした用紙

※上記（１）目的のイを辞退される方は、運営事務局までご連絡ください。

◆ 個人情報は「個人情報の保護に関する法律」に基づき取扱い、業務委託先も同様の取扱いを行います。